

第 80 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和 5 年 3 月 24 日（金）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場所	広島県庁本館地下 1 階 入札室
出席委員	松本委員（委員長）、内田委員、鳥谷部委員、半井委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①広島ヘリポート 舗装補修工事（サミット関連事業）（2 工区） 【広島港湾振興事務所】</p> <p>②国際拠点港湾 広島港 宇品地区 港湾改修工事 （デジタルサイネージ機器設置） 【広島港湾振興事務所】</p> <p>③一級河川 絵の川水系 香淀川外 砂防設備災害復旧工事 （令和 3 年災第 6 1 6 号・第 6 1 7 号）その 2 【北部建設事務所】</p> <p>④広島県立歴史博物館昇降機設備 1 号機改修工事 【営繕課】</p> <p>※⑤令和 4 年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 3 【西部農林水産事務所呉農林事業所】</p> <p>※⑥令和 4 年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 3 【西部農林水産事務所東広島農林事業所】</p> <p>※前回、高病原性鳥インフルエンザ事案対応のため、審議を延期したもの</p>
審議対象期間	令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	300件
指名競争入札	173件
随意契約	20件
合計	493件

- 指名除外措置を行った件数は10件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は9件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- | | |
|--|---|
| ○ 今回（第80回 対象工事：令和4年度第4四半期）、一般競争入札の辞退者がいなかったのに対し、指名競争入札では辞退者が複数出ているが、その要因は。 | ○ 一般競争入札は、一定の条件を満たす応札意欲のある者が入札するのに対し、指名競争入札は、ある一定要件の下で発注者側が選定し、入札を行うため、業者側の技術者や受注の状況、施工条件等によって総合的に判断するため、辞退される結果になることもある。 |
| ○ 今回の全工事契約のうち、随意契約の占める割合が4%と低くなっている要因は。 | ○ 随意契約の多くが災害復旧工事であったため、平成30年災害の終息に従い、徐々に低下してきている。 |
| ○ 指名競争入札を行ったときに、応札者の確保が難しい状況が続いている地域があるが、近隣の応札者の多い地域の業者を参加させるなど検討の余地があるか。 | ○ 災害復旧工事の場合は、あるエリアの中で業者数の確保が難しい場合は、近隣のエリアからも指名することも可能としている。ただ、指名できるかどうかについては、そのエリアの状況による。このような方法で、競争性が高まるよう努めている状況である。 |

【建設産業課長／技術管理担当監／事務局】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 広島ヘリポート 舗装補修工事 (サミット関連事業) (2工区)

意見・質問

回答

- たくさんサミット関連事業がある中で、応札者が4者確保された要因は。
- 応札者のうち、1者非常に低い金額で応札し、低入札価格調査で、適正な履行確保の基準における工事費総額での判断基準を満たさないためとなっているが、これはどういう意味か。
- 本工事は、1工区と2工区に分け、同時期に発注をしているが、どちらにも応札している業者がいる。これは、業者が同時に施工できる判断をしたということだと思うが、まとめて発注したほうが、積算の段階で全体として適正なものになったのではないかという判断もあると思うがどうか。
- 応札者のうち3者が同じ金額で応札し、くじが行われているが、そのほかの方法で落札者を決定することはできないか。

- 本工事の施工箇所はヘリポートの中にあるため、一般交通の影響がないほか、広い面積の塗装版を掘削してオーバーレイをするような比較的難易度の低い工事であったため、工事の利益率等も考慮し、受注意欲が高かったと考えられる。
- 総額失格基準に該当するため、その者は失格としている。
- 工事を大きくすると工期を長くとる必要がある。今回2つに分けたのは、適正な工期で発注するためである。
- 予定価格を事前に公表した案件で、調査基準価格の算出が容易なため、その額での応札が集中している。
総合評価落札方式を適用すれば、価格だけではなく、業者の施工能力や配置技術者を評価することができる。平成30年以降、総合評価落札方式の適用工事を絞っており、今後拡大することによって、くじの件数が減ると考えている。

【広島港湾振興事務所長／建設産業課長／事務局】

議題（2） 抽出事案について	
抽出事案2 国際拠点港湾 広島港 宇品地区 港湾改修工事（デジタルサイネージ機器設置）	
意見・質問	回答
<p>○ 案件ごとに予定価格を公表するかしないか決めることはできないのか。</p> <p>○ デジタルサイネージ機器について、高額なのは機器が複雑だからか。</p>	<p>○ 金額帯で事後公表するか、事前公表するかを決めている状況である。 現在、事後公表の拡大を進めている過渡期である。 また、調査基準価格を目指して応札しているところがあるため、類推できないようにする対応を考えており、それができれば一定程度改善されるのではないかと考えている。</p> <p>○ 機器構造が複雑ということではなく、耐久性の観点で塩害に強い加工をする必要があることや、視認性確保のため一般的なテレビよりも明るい表示にする必要があることなどによる。</p> <p style="text-align: right;">【広島港湾振興事務所長／事務局】</p>

議題（2） 抽出事案について	
抽出事案3 一級河川 江の川水系 香淀川外 砂防設備災害復旧工事（令和3年災第616号・第617号）その2	
意見・質問	回答
<p>○ 応札者が1者となった要因は。</p> <p>○ 指名する業者を隣接の市に範囲を広げることが可能か。</p> <p>○ 落札率が100%となった要因は。</p>	<p>○ 災害復旧工事は応札者が少ない傾向にある。加えて、三次市は平成30年以降災害が続いているため、建設業者は手持ち工事が多くあり、技術者が不足している中で入札参加を検討した結果、入札参加を見送ったと考える。</p> <p>○ 基本的に大規模な工事以外は、地域の建設業者である三次市内の業者に発注を行っている。なお当該工事の規模は大きくないため、仮に隣接市街に広げた場合も結果は大きく変わらないと考える。</p> <p>○ 予定価格は事前公表している。一般的に災害復旧工事は現場条件が厳しい。応札者は本工事でも現場条件が厳しいと判断し、利益率の高い金額で応札したのではないかと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【北部建設事務所長】</p>

議題（2） 抽出事案について	
抽出事案4 広島県立歴史博物館昇降機設備1号機改修工事	
意見・質問	回答
<p>○ 設置業者との随意契約であれば、他の競争性はないため、応札額が高くなりそうだが、予定価格より低くなっている理由は。</p> <p>○ 改修ではなく、全替えとなれば、ほかの業者でも施工可能か。</p> <p>○ 全替えも検討しつつ、既存の部品を生かす形で改修した方が、メリットが大きいという判断をしたということか。</p> <p>○ 複数の業者から見積もりを徴取したのか。</p> <p>○ エレベータの場合だと設置した後の管理は、製品の関連会社に施工してもらえば、一体として責任をもって管理してもらえるということか。</p>	<p>○ 随意契約は予定価格を事前に公表していない。諸経費部分について企業努力により低くなったものではないかと推測している。</p> <p>○ 可能ではあるが、大型の特殊性の高いエレベータであり、施工可能業者は2、3者程度と思われる。</p> <p>○ 資料を持ち合わせていないため設計時にどう考えたかわからないが、費用面、工期面等を総合的に考慮した結果、そう判断したと考える。</p> <p>○ 当該昇降機のメーカーから徴取した見積もりを精査し、積算している。</p> <p>○ そのように認識している。</p> <p style="text-align: right;">【設備工事担当監】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案5 令和4年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 3	
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧工事であるが、応札者が5者確保できた要因は何か。 ○ 工事成績がよく、完工高も高い者が指名されていないのはなぜか。 ○ 施工実績がある者であれば、安定した施工ができることは理解できるが、それによって新規参入者が応札できない。今後検討いただければよいと思う。 ○ 工事費内訳書が一部空欄になっているのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 着手日選択型という発注方式の選択が応札者確保につながっているのではないかと考える。 ○ 治山事業等の施工実績がないためである。 ○ 災害復旧工事の場合、一部省略が可能になっているためである。 <p style="text-align: right;">【西部農林水産事業所 農林事業所長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案6 令和4年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 3	
意見・質問	回答
<p>○ 災害復旧工事であり、手持ち工事の状況等を考えると、応札者があまりいないということか。</p> <p>○ 指名業者の所在地の範囲を広島県内まで広げているが、東広島市の近隣に絞って指名するなどの配慮は難しいのか。</p> <p>○ 価格は事前公表されているのか。</p>	<p>○ 平成30年以降令和3年まで毎年災害が発生しており、技術者や作業員が不足している中で入札参加を検討した結果、入札参加を見送る状況となったのではないかと考える。</p> <p>○ 工事の品質を確保するため、治山事業等の施工実績がある者を対象とし、指名した。</p> <p>○ その通りである。</p> <p style="text-align: right;">【西部農林水産事業所東広島農林事業所長】</p>